

平成25年7月

堺市

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法等の見直しについて（お知らせ）

公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実をより一層図るため、建設工事に係る最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法並びに低入札価格調査制度における数値的失格基準を下記のとおり見直します。

記

1 最低制限価格の算定方法

	平成25年6月30日以前公告案件	平成25年7月1日以降公告案件
計算式	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費× 30%	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費× 55%
下限額	予定価格×75%	予定価格×75%
上限額	予定価格×90%	予定価格×90%

2 低入札価格調査基準価格の算定方法

	平成25年6月30日以前公告案件	平成25年7月1日以降公告案件
計算式	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費× 30%	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費× 55%
下限額	予定価格×70%	予定価格×70%
上限額	予定価格×90%	予定価格×90%

3 低入札価格調査制度における数値的失格基準（判定率）

	平成25年6月30日以前公告案件		平成25年7月1日以降公告案件	
	一次調査	詳細調査	一次調査	詳細調査
直接工事費	85%	85%	85%	85%
共通仮設費	75%	75%	75%	75%
現場管理費	70%	70%	70%	70%
一般管理費	30%	30%	55%	55%

4 適用時期

平成25年7月1日以降に公告する案件から適用する。

低入札価格調査の判断基準

低入札価格調査については（１）一次調査を行い、適合するもののみ（２）詳細調査を実施する。

- 調査対象業者が作成した工事費内訳書の積算金額について、各調査を実施する。
- 市設計総額をポイントの基準とし、全体を１０００ポイントとする。
- 直接工事費の各工種、共通仮設費の各構成費目、現場管理費又は一般管理費において、あらかじめ市が定めた調査の単位となる項目（以下「調査対象項目」という。）ごとに、市の設計金額の比率でポイントをあん分する。

（１）一次調査での判定

直接工事費	各調査対象項目が市設計金額の <u>８５％</u> 以上の場合、当該調査対象項目のポイントを加算する。
共通仮設費	各調査対象項目が市設計金額の <u>７５％</u> 以上の場合、当該調査対象項目のポイントを加算する。
現場管理費	市設計金額の <u>７０％</u> 以上の場合、ポイントを加算する。
一般管理費	市設計金額の <u>５５％</u> 以上の場合、ポイントを加算する。

６５０ポイント
以上の場合
は
（２）詳細調査
を行う。

上記の方法で判定し、６５０ポイント未満の場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定し、落札者とししない。

（２）詳細調査での判定

直接工事費	直接工事費全体が市設計金額の <u>９０％</u> 以上の場合、全ての調査対象項目のポイントを加算する。 市設計金額の <u>９０％未満 ８５％以上</u> の場合、各調査対象項目ごとに調査し、削減の根拠が確認（文書等で提示）できる項目及び市設計金額の <u>８５％</u> 以上の項目は、当該調査対象項目のポイントを加算する。 市設計金額の <u>８５％</u> を下回る場合は、全ての調査対象項目のポイントを加算しない。
共通仮設費	共通仮設費全体が市設計金額の <u>７５％</u> 以上の場合、全ての調査対象項目のポイントを加算する。 市設計金額の <u>７５％</u> を下回る場合は、全ての調査対象項目のポイントを加算しない。
現場管理費	市設計金額の <u>７０％</u> 以上の場合、ポイントを加算する。 市設計金額の <u>７０％</u> を下回る場合は、ポイントを加算しない。
一般管理費	市設計金額の <u>５５％</u> 以上の場合、ポイントを加算する。 市設計金額の <u>５５％</u> を下回る場合は、ポイントを加算しない。

上記の方法で判定し、９５０ポイント以上の場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされるものと判定する。ただし、工事費内訳書記載の単価等について算出根拠が適正でなく、当該工事全体の見積りが信頼性に欠ける場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定し、落札者とししない。